

平成26年9月定例会 総括審査会

古市三久議員

| | |
|-----------------|------------|
| 委員 | 古市 三久 |
| 所属会派 (質問日現在) | 福島・みどりの風 |
| 定例会 | 平成26年9月 |
| 審査会開催日 | 9月30日(火曜日) |



古市三久委員

福島・みどりの風の古市三久である。

昨日から、中間貯蔵施設建設用地の地権者に説明が始まったが、東京電力(株)は事故責任をとらず、被災者や県民が事故責任を負わされている。これが原発事故の現実である。原発事故コストの国民負担の拡大を福島復興指針は鮮明にした。

まず、今回の中間貯蔵施設にかかわる3つの交付金の財源について聞く。

企画調整部長

国において予算化する中間貯蔵施設等に係る3つの交付金のうち、中間貯蔵施設等に係る交付金及び原子力災害からの福島復興交付金の財源は、現在検討中であると聞いている。他方、福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金の財源は、既存の電源交付金と同様、電源開発促進税であると聞いている。

古市三久委員

3,010億円のうちの510億円はエネルギー対策特別会計であると思う。残りの2,500億円は、復興特別会計から出るとはではないのか。

企画調整部長

国に確認したところ、その点も含めて現在検討中と聞いている。

古市三久委員

エネルギー対策特別会計の510億円は間違いはないか。

企画調整部長

確認したところ、福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金510億円については、既存の電源交付金と同様、電源開発促進税の電源開発促進対策特別会計から出ると聞いているが、最終的に復興特別会計を通るかどうかについては、現在検討中と聞いている。

古市三久委員

次に、中間貯蔵施設に係る3つの交付金について、被災者の生活再建も含めて、どのように活用していくのか。

企画調整部長

中間貯蔵施設等に係る3つの交付金は、風評対策や帰還支援、新たな研究機関の運営費など、中間貯蔵施設や原発事故等に伴う影響の緩和、生活再建・地域振興等に必要なハード事業やソフト事業に幅広く使えるものである。

県としては、既存の復興交付金や福島再生加速化交付金等を活用しつつ、これら国の復興予算では対応できない、県、大熊、双葉両町及び県内市町村の実情を踏まえた自主的かつ主体的な取り組みに有効に活用していく。

古市三久委員

この県の交付金は県内全域に使われることが前提だと思う。例えば、楢葉町で双葉郡の方々を受け入れ、被災者の復興住宅をつくる場合に、既存の交付金は使えないため、何か使える財源はないかと要望しているが、そういうところに使うことは可能か。

企画調整部長

この交付金は自由度の高い交付金として国と調整を行ってきたので、その点については可能であると思う。

一方、先ほど答弁した既存の復興交付金や福島復興加速化交付金を拡充し、メニューに加えることや、対象を拡大することについても同時に進めていきたい。

古市三久委員

次に、中間貯蔵施設の建設費用1兆1,000億円の財源について聞く。

生活環境部長

中間貯蔵施設の費用については、国が閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、放射性物質汚染対処特措法に基づき、復興予算として計上した上で、事業実施後に、国から東京電力（株）に求償することとされている。

古市三久委員

国から原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ資金を交付し、それによって建設するのではないのか。

生活環境部長

まず、法に基づき復興予算を計上して、事業実施後、国から東京電力（株）に求償する。

東京電力（株）の除染等の資金繰りについては、原子力損害賠償支援機構法に基

づいて、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が支援することとされている。

古市三久委員

原子力損害賠償・廃炉等支援機構に国が交付し、それによって中間貯蔵施設をつくって、その金は補助金的なものなので返済義務はないと思っていたが、そうではないのか。

生活環境部長

東京電力（株）の除染等の資金繰りについては原子力損害賠償・廃炉等支援機構が支援する。一方、中間貯蔵施設費用相当分については、国のエネルギー対策特別会計から原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対して資金が交付されることになっている。

古市三久委員

中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入業務について、地元業者に発注すべきと思うが、どうか。

生活環境部長

除去土壌等の搬入については、先日、国の検討会において、輸送に係る基本計画案が示されたところであり、市町村等の意見を踏まえながら、その内容についてしっかり確認していく。

また、今後、基本計画を踏まえて実施計画案を策定することとなっており、輸送の具体的な実施体制など、地元の意向を踏まえて確認していく。

古市三久委員

次に、中間貯蔵施設に対する県の監視について、法律に基づいて実施できるようにすべきと思うが、どうか。

生活環境部長

中間貯蔵施設については、これまで最終処分の法制化を求めてきており、その中で、国の責務を明確にするよう求めてきた。国の責務として、国が中間貯蔵施設を整備し、安全を確保する旨の規定などを盛り込む考えが示されている。

県としては、安全・安心の確保が何より重要であるので、国に対し、搬入受け入れの判断に当たっては、県及び大熊・双葉両町との安全協定案の合意について確認することを申し出たところであり、今後、搬入停止措置を含め、安全・安心が確保される協定内容となるように、国と協議を進めていく。

古市三久委員

原子力発電所の安全協定は、法律による担保はなく、いわゆる紳士協定的なものであるので、私はそういうものであってはならないと思っている。法整備をして、

立ち入りなどを含めた安全協定について、法的な担保のもとに実施できるようにすべきであり、国にぜひそういう要請をしてほしいが、どうか。

生活環境部長

これまで最終処分の法制化の中で、国が安全を確保する旨の明確な責務を規定するよう申し入れをしていた。あわせて、安全協定の中で、搬入停止などを含め、県が地元とともに監視できる仕組みについて、国と協議をしっかりと進めていく。

古市三久委員

将来禍根を残すことのないよう、法律的な整備も含めてしっかりと国に求めてもらいたい。

次に、原子力発電所の汚染水について、私は、放射能で汚れた水は全て海洋に放出すべきではないと思っている。しかし、これまで東京電力（株）は、漁業者に対していろいろと説明してきた。そこで、サブドレンによる汚染地下水の放出計画について、東京電力（株）は漁業関係者だけでなく、県民全体に説明すべきと思うが、どうか。

生活環境部長

サブドレンによる地下水の放出計画については、国及び東京電力（株）が漁業関係者に対し、計画の概要や浄化試験の結果等を説明している。

県としては、これまで、汚染水へのさまざまな対策について、その当該対策はもちろん、汚染水対策全体の計画や効果を含めて、県民にわかりやすく丁寧に説明するよう国及び東京電力（株）に求めてきており、引き続き強く求めていく。

古市三久委員

求めてきたと言うが、実態は漁業関係者にしか説明していない。そうでなく、県民全体に説明できる仕組みを東京電力（株）に求めていくべきと思うが、どうか。

生活環境部長

県民への丁寧なわかりやすい説明については、さまざまな手法があると思うので、さまざまな機会、手法を通して県民にしっかりと説明するよう求めていく。

古市三久委員

サブタンクを増設すると思うが、サブドレンの水の保管はタンクの増設に含まれるという認識でよいか。

生活環境部長

タンクの全体計画の中では、サブドレンによってくみ上げたものについても、当然タンクに一時ためて、そこで浄化し、浄化したものをタンクに一定量ためる計画となっているので、そういったものを含めた計画となっている。

古市三久委員

原発労働者の安全確保について、原発の作業現場は、下請の重層構造になっていることは部長も承知と思うが、東京電力（株）は現場作業者の安全管理に責任を課されておらず、責任は問われなくなっている。その結果、賃金のピンハネが起きたり、安全管理の責任体制が不明確となったりしている。その中で、今裁判にもなっているが、廃炉収束作業を安全に進めていく上では、法律による労働者の作業環境の改善が不可欠であると思う。

東京電力（株）を労働安全衛生法に規定する特定元方事業者と同等の扱いとするような仕組みづくりについて、国に求めていくべきと思うが、どうか。

生活環境部長

作業員の安全確保、作業員が安全に安心して働くことができる環境は、極めて重要である。特定元方事業者及び元方事業者は、労働安全衛生法に基づき、作業間の連絡や調整等を行っている。

東京電力（株）においては、これらの事業者と作業開始前にリスク情報を共有するとともに、現場パトロール等を行っているが、さらなる安全確保や環境の改善が必要であることから、県としては、作業員が安全に安心して働くことができるよう、引き続き、東京電力（株）への指導徹底を国に強く求めていく。

古市三久委員

今の問題と関連するが、被曝データの問題についてである。

原子力事業者が（公財）放射線影響協会に依頼したものについては協会が被曝のデータを持っているが、国には残っていないということであると思う。申告がなければ以前の被曝はわからなくなってしまう。

事故を契機に、国が被曝データを一元的に管理して、健康管理に責任を持つことは、命を削って廃炉収束作業に携わる労働者に報いる当然のことであると思う。そこで、国が原発労働者の被曝線量の一元管理を行うよう求めるべきと思うが、どうか。

生活環境部長

原発作業員の被曝線量管理については、全国規模で一元的に管理する機関として、国から指定を受けている放射線従事者中央登録センターが原子力事業者からの報告を受け、一人一人の被曝線量を管理している。

原発作業員が安定的にかつ安心して働くことができる環境の整備が重要であり、県としては、原発作業員の被曝管理が適切に行われるよう、東京電力（株）及び事業者への指導の徹底を引き続き国に求めていく。

古市三久委員

最後に、米価について聞く。

この問題については、これまでずっと質問があったが、浜通りの平成26年産米の

概算金が大幅に下落した原因について、県の考えを聞く。

農林水産部長

浜通りの平成26年産米の概算金の下落については、23年産以降の豊作や過剰作付、消費量の減少に伴う供給過剰による全国的な米価下落に加えて、原子力災害による風評の影響により、他の産地に比べ25年産米の販売に苦慮したことなどを踏まえ、集荷団体が設定したものとする。

古市三久委員

以上で質問を終わる。